

介護予防ケアプランの評価期間について

1. 概要

要支援者及び総合事業対象者への介護予防ケアプランでは、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、ケアマネジャーが利用者の抱える課題の解決に向けた具体的な目標、具体策そして実施期間（以下「計画期間」という。）を設定し、利用者の状態像等に併せて、ケアプランの見直し、評価を行っている。

本市では、令和3年度より計画期間の上限を最長6か月から12か月に変更し、さらに6か月を超える期間の場合は、その中間及び終了時に必ず評価を行うよう運用しているが、今般、評価期間の見直しを以下のとおり図るものである。

2. 評価期間の見直しについて

(1) 見直し（案）

計画期間に合わせ最長で12か月に1回とする。

	計画期間	評価
令和6年3月31日まで	最長で12か月	最長で6か月に1回
令和6年4月1日以降	最長で12か月	最長で12か月に1回

○見直しの理由

評価期間の見直しの検討にあたり、市内居宅介護支援事業者向けに行ったケアマネジャー調査の中で評価期間に関する設問を設けたが、「毎月のモニタリングで状態を確認していて、必要があれば見直しを行っている」「要支援の利用者の方は比較的状态が安定しており、変化があった場合はその都度プランの見直しなどを行っている」などの意見が多く挙がり、それらを踏まえた検討の結果、評価期間を計画期間に合わせ「最長12か月に1回」とした場合においても、適切なケアマネジメントの実施が可能と判断したため。

また、評価期間の見直しにより、評価にかかるケアマネジャーの業務負担が軽減されることも期待される。

(2) 運用開始日

計画期間が令和6年4月1日以降開始の介護予防ケアプランから適用する。